

# 小樽の争議は 今回が二回目

## 初回は明治二十九年 澤田代議士の回顧談

目下小樽市における労働者の同盟罷業は約三十年前小樽市解任に依つて行はれた罷業以来の罷業として天下の耳目を驚かせしめてゐるが當時十九歳になる年少の身を以てよく折衝の任に當つた今の代議士澤田利吉氏は當時を回想しつつ左の如く語つた

小樽の同盟罷業は日に悪化し遂に今日の如き大問題となりたるは漸る遠徳の大船で一般經濟界に及ぼす

影響は頗る甚大なるは勿論當事者互の損害も亦大なるべく前に逐處に堪へざる所であると共に双方互譲の精神を以て一日も速く圓滿なる解決を希望するものである問題するに小樽で初めて解任の總罷業の行はれたのは明治二十九年と想ふ即ち日清戦争終局の翌年で物價の騰貴と解任仕賃の増額を以てして賃金値上げの要求をなし双方の交渉一致を見ず形勢悪化するもの多く解任組合側では遂に同盟罷業を遂行し三日間繼續するに至つたが實に當時の大問題であつた

**影響は** 漸る甚大なるは勿論當事者互の損害も亦大なるべく前に逐處に堪へざる所であると共に双方互譲の精神を以て一日も速く圓滿なる解決を希望するものである問題するに小樽で初めて解任の總罷業の行はれたのは明治二十九年と想ふ即ち日清戦争終局の翌年で物價の騰貴と解任仕賃の増額を以てして賃金値上げの要求をなし双方の交渉一致を見ず形勢悪化するもの多く解任組合側では遂に同盟罷業を遂行し三日間繼續するに至つたが實に當時の大問題であつた

**自分は** 當時船主同盟會の首魁であつた南島商汽船會

**仲裁に** 立たれた線であるが誠にも此事を善く解決策に就いてそれ

に奉公中であつた關係で折衝に當り組合協議會を開いた一方解任組合側では中村船水船部に種取未、解任の要求は僅か三割方であつたと思ふがこれに對し船主側は一割方の承認に決したので自分は船主側を代表し單身解任の集會所に行つたところが、もては高張を立て四斗殿の鏡を抜いて氣勢を揚げ階上には先代鈴木市太郎氏を初め徳名甚五郎岩桑久吉中谷吉其他の諸氏が大いに威勢を示し鈴木氏は座長格で美辭を撫しつゝ大杯を片手に自分を牌脱し小樽の分際を責任が持てるかと

**鋭く喰** つてか、え有様自分も亦年少なりと雖も一團の男子なりと應酬し再三交渉の結果遂に双方より自分に妥協案作製一任となり結局一割八分位かしたものである、これは小樽に於ける初回の罷業であつて今回は二回目と思ふ、重もあれ當時は親方と親方との争ひで時代も亦左様に簡單であつたが時代が變り状態が複雑となり解決亦容易ならずと思ふ、幸ひ市の有力なる人々が

# もろ肌ぬいで 膝詰め交渉

## 小樽の勞資互に主張を譲らず 最後の會見も見もの

小樽罷業の調停に立つた應徳の會見の調停會は二十七日來連日小樽俱樂部或は船内には一日より勞資代表者の正式會見の段取りとまで至つたが、何しろ調停に於ける本體であるから調停主張を譲らず、殊に問題の中心となる罷業者の主張を強く堅持するの調停會をもち出したのである、是はすこぶる調停になつて来たがややく一日後の會談で大體罷業者側も折れ罷業者側より應徳する要求事項の内労働賃、水増しの點を調停委員は此二項を含れ罷業に調停を認むる處となつた、然るに罷業側の解決條件たる條件者を出さざる事方、解任の組合は一人當り百五十圓の解任手當を要するべしといふのと今一つは解決と同様に手當費用として六十圓を、罷業者に交付すべしとの問題も又も行詰りを生じた、之が折衝に就いては調停委員も相然苦心を要する處で既に二十七日午後一時より開かる最後の調停委員の會見は幾して決する

**調停は** 困難が當然

**町田参事語る**

調停會委員町田長次郎氏は小樽罷業調査の爲め、並に調停委員として小樽水産警察署を訪問し昨日日本社小樽支局を訪れし状態を聴取する處があつたが氏は語る

罷業は初めから陣線にやつて行く程が困難になつて起るのでなくその調停にも多少の困難が伴ふのが當然である、只一番注意を要するのは争議の結末近くで圓滿な解決が出来れば勿論問題は無いが罷業側の優越を見る様な場合には調停の力又は個人で照の切つたやうに出来た場合は、幾度も調停して居る、何れでも調停委員もいつても今日一日も早く解決を見たいものです

小樽罷業の調停に立つた應徳の會見の調停會は二十七日來連日小樽俱樂部或は船内には一日より勞資代表者の正式會見の段取りとまで至つたが、何しろ調停に於ける本體であるから調停主張を譲らず、殊に問題の中心となる罷業者の主張を強く堅持するの調停會をもち出したのである、是はすこぶる調停になつて来たがややく一日後の會談で大體罷業者側も折れ罷業者側より應徳する要求事項の内労働賃、水増しの點を調停委員は此二項を含れ罷業に調停を認むる處となつた、然るに罷業側の解決條件たる條件者を出さざる事方、解任の組合は一人當り百五十圓の解任手當を要するべしといふのと今一つは解決と同様に手當費用として六十圓を、罷業者に交付すべしとの問題も又も行詰りを生じた、之が折衝に就いては調停委員も相然苦心を要する處で既に二十七日午後一時より開かる最後の調停委員の會見は幾して決する